



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス  
代表者名 代表取締役社長 安藤之弘  
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)  
問合せ先 専務取締役統括本部長 山中雅文  
(TEL. 052-689-1129)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上の取組みとして、大規模買付行為により当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益が毀損されることを未然に防止するため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議いたしました。その後、かかる買収防衛策は、平成 21 年 6 月 24 日開催の第 29 期定時株主総会および平成 24 年 6 月 26 日開催の第 32 期定時株主総会において、それぞれ、その一部を変更の上継続することについて株主の皆様のご承認を頂いております（以下、平成 24 年 6 月 26 日開催の第 32 期定時株主総会において株主の皆様にご承認頂いたプランを「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、平成 27 年 6 月 30 日までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本プランの有効期間満了の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討を重ねてまいりました。本プランの継続時と比較すると、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的が一定程度担保されていることなどから、本プランの意義が相対的に低下してきていると考えられます。このような状況を踏まえ、本プランの有効期間満了の時をもって、本プランを終了し継続しないこととしたものです。

なお、当社は、本プランの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上に全社をあげて取り組んでまいります。また、当社は、本プラン終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様との検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上